(二)　贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の適用を受ける者から贈与により財産を取得した受贈者又は当該納税猶予の適用を受ける相続人が死亡した場合又は財産の贈与をした場合には、相続税又は贈与税の納税義務の判定に際しては、当該受贈者又は相続人は、相続若しくは遺贈又は贈与前五年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたものとみなす。ただし、当該受贈者又は相続人が当該譲渡所得等の特例に係る贈与又は相続若しくは遺贈前五年以内に国内に住所を有していたことがない場合は、この限りでない。

2　保険会社等の営業所等は、生命保険契約等の契約者が死亡したことに伴い契約者の変更の手続を行った場合には、当該変更の効力が生じた日の属する年の翌年一月三一日までに、一定の事項を記載した調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととした。(相続税法第五九条関係)

四　消費税法の一部改正関係

1　国境を越えた役務の提供等に対する課税について、次のとおり見直すこととした。

(一)　課税対象

資産の譲渡等のうち次に掲げる資産の譲渡等（以下「特定資産の譲渡等」という。）を課税対象から除くとともに、事業者が事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等（以下「特定仕入れ」という。）を加える。(消費税法第二条及び第四条関係)

(1)　国外事業者が行う電気通信利用役務の提供（資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる役務の提供をいう。以下同じ。）のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの（以下「事業者向け電気通信利用役務の提供」という。）

(2)　資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇等の役務の提供

(二)　内外判定基準（消費税法第四条関係）

(1)　電気通信利用役務の提供が国内で行われたかどうかの判定は、当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等又は本店等の所在地で行う。

(2)　特定仕入れが国内で行われたかどうかの判定は、当該特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、当該役務の提供が国内で行われたかどうかの判定による。

(三)　納税義務者

課税資産の譲渡等のうち特定資産の譲渡等を納税義務の対象から除くとともに、特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）を行った事業者に納税義務を課する。(消費税法第五条関係)

(四)　特定課税仕入れに係る消費税の課税標準

特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る支払対価の額とする。(消費税法第二八条関係)

(五)　仕入控除税額の計算

(1)　課税標準額に対する消費税額から控除する課税仕入れ等の税額は、特定課税仕入れに係る消費税額を含めて計算した金額とする。(消費税法第三〇条関係)

(2)　課税売上割合は、特定資産の譲渡等の対価の額を含めずに計算した割合とする。(消費税法第三〇条関係)

(3)　中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の適用を受ける事業者の仕入控除税額は、次に掲げる金額の合計額とする。(消費税法第三七条関係)

イ　課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額

ロ　特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額

(六)　特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除

事業者が国内において行った特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除する。(消費税法第三八条の二関係)

(七)　特定資産の譲渡等を行う事業者の義務

国内において特定資産の譲渡等を行う事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定資産の譲渡等に係る特定課税仕入れを行う事業者が消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。(消費税法第六二条関係)

(八)　小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置（附則第三六条関係）

(1)　平成二七年一〇月一日（以下「新消費税法適用日」という。）の属する課税期間において、当該課税期間の基準期間又は特定期間の初日から改正後の制度が施行されていたものとして計算した基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高が一、〇〇〇万円を超えるときは、新消費税法適用日から当該課税期間の末日までの間に行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、小規模事業者の納税義務の免除の特例を適用しない。

(2)　新消費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高については、当該基準期間又は当該特定期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、当該基準期間又は当該特定期間の初日から改正後の制度が施行されていたものとして計算する。

(3)　右記(1)又は(2)の課税期間に係る基準期間又は特定期間において電気通信利用役務の提供を行っていた事業者が、基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、一定の簡便な方法による計算を認める。

(九)　国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置

(1)　新消費税法適用日以後に行う課税仕入れのうち、国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）に係るものについては、当分の間、仕入税額控除制度は適用しない。ただし、左記(2)による登録を受けた事業者（以下「登録国外事業者」という。）に該当するものから受けた場合には、当該登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、仕入税額控除制度の適用を認める。(附則第三八条関係)

(2)　登録国外事業者制度（附則第三九条関係）

イ　電気通信利用役務の提供を行い、又は行おうとする国外事業者は、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けることができる。

ロ　国税庁長官は、国外事業者登録簿に氏名、登録番号及び登録年月日等を登載して登録を行い、当該国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

ハ　国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所等を国内に有しないこと、又は消費税に関する税務代理人がないことその他一定の要件に該当する場合には、国税庁長官は登録を拒否することができる。

ニ　登録国外事業者が国外事業者に該当しなくなったことその他一定の要件に該当する場合には、国税庁長官は登録を取り消すことができる。

ホ　登録国外事業者が、登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、小規模事業者の納税義務の免除の特例を適用しない。